

**お知らせ****工事請負契約にかかる事後審査型制限付一般競争入札の取扱いについて**

平成 29 年 4 月以降の工事請負契約にかかる事後審査型制限付一般競争入札の取扱いについて、次のとおり改正しますのでお知らせします。

## 1 建築工事の種目について

工事種目	物件等級	現行		改正後	
		経営事項審査の総合評定値(P点)	発注予定価格(税込)	経営事項審査の総合評定値(P点)	発注予定価格(税込)
建築工事	A	1100 点以上	6 億円以上	1100 点以上	6 億円以上
	B	1100 点未満	6 億円未満	1100 点未満	6 億円未満
		800 点以上	2 億円以上	800 点以上	<u>1 億 5,000 万円以上</u>
	C	800 点未満	2 億円未満	800 点未満	<u>1 億 5,000 万円未満</u>
650 点以上		4 千万円以上	650 点以上	<u>3,500 万円以上</u>	
D	650 点未満	4 千万円未満	650 点未満	<u>3,500 万円未満</u>	

2 「建設業法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 192 号）」が施行され、特定建設業の許可が必要となる下請契約の請負代金の下限が引き上げられたことにより、入札参加資格として求める特定建設業許可の基準金額及び同基準をもって制限しているたたみ工事の受注制限について

(1)入札参加において特定建設業の許可が必要となる金額

	現行	改正後
建築工事	予定価格 7 千万円以上	<u>予定価格 9 千万円以上</u>
建築以外の工事	予定価格 6 千万円以上	<u>予定価格 8 千万円以上</u>

(2)たたみ工事の受注制限について

工事種目	現行	改正後
たたみ工事	支店業者は予定価格 6 千万円以上について 1 本の受注が可能	<u>支店業者は受注不可</u>

3 実施時期 平成 29 年 4 月 1 日以降発注分から

4 その他 別添「平成 29 年度 契約管財局が発注担当となる事後審査型制限付一般競争入札における工事種目毎の制限等について」のとおり  
別表 1 「事後審査型制限付一般競争入札の取扱い (H29.4.1～)」のとおり